

(R5. 12. 5)

島根県土木総務課建設産業対策室 高橋・奥村
TEL:0852-22-6429 FAX:0852-22-5782

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
ヤンマーアグリジャパン（株） 大臣 第24739号	小野寺 誠	大阪府大阪市北区鶴野町1-9	令和5年12月5日から 令和6年 1月4日まで (1ヵ月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

ヤンマーアグリジャパン（株）が元請けとして施工した工事において、令和3年5月15日にコンクリートポンプ車を使用させて作業を行っていた際に、労働者1名がコンクリートポンプ車のブームと型枠の間に挟まれる事故が発生した。同社及び同社の従業員は同工事現場における機械の配置に関する計画を作成しなかったのに、これを作成しなかったとして令和5年3月24日付けで労働安全衛生法違反により、岩内簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の判決を受け、その刑が確定している。

4. 指名停止措置理由等

ヤンマーアグリジャパン（株）及び同社の従業員が、労働安全衛生法違反により罰金刑を受けたことは「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第2第9号に該当する。

なお、指名停止措置の期間1ヵ月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1ヵ月以上9ヵ月以内